

2) 統合に伴う繰出基準への影響について

地方公営企業の経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するため、毎年度4月に総務副大臣名で地方公営企業繰出金の基準が通知されており、その基準に基づき一般会計から簡易水道へ繰入れをしています。

次に上げるものが簡易水道で繰入している基準です。

① 簡易水道の建設改良に要する経費

ア 簡易水道の建設改良費の（起債対象事業費の）10%

ただし、平成14年度から平成27年度までの各年度に実施する事業で、臨時的に発行する水道事業債の元利償還金に相当する額（中野方・飯地・岩村・山岡・明智）

平成28年度予算額 4,697千円

イ 建設改良に係る企業債元利償還金の2分の1（起債対象事業費の90%）

平成28年度予算額 164,106千円（全簡易水道）

② 簡易水道の高料金対策に要する経費（中野方・飯地・毛呂窪・串原・上矢作）

ア 前々年度における有収水量1 m³当たりの資本費及び供給単価が次の要件をみたすもの

①資本費 175円以上

②供給単価178円以上

イ 繰出しの基準額は、前々年度における資本費のうちアに定める基準を超える額に、前々年度における当該事業の年間有収水量を乗じて得られる額の2分の1とする。

平成28年度予算額 86,866千円

③ 簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費（中野方・飯地・明智）

ア 平成12年度以前に簡易水道未普及解消緊急対策事業実施要綱による簡易水道未普及解消緊急対策事業計画に基づき実施した事業

イ 繰出しの基準額は、当該事業に係る企業債の元利償還金の3分の2とする。

平成28年度予算額 17,993千円

統合後「①ーア」と「③」については、基準外となり繰入することができません。

「①ーイ」については、上水道の基準に「統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に要する経費」という基準が設けられました。

「②」については、簡易水道事業の統合推進のために激変緩和措置がされ、統合後5年間については統合前の簡易水道の基準で算定し6年目から10年目にかけて段階的に縮減されます。